

計議第 3 5 9 号議案 参考資料

計議第 3 5 9 号議案 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
地区計画の変更（京都市決定）
（西京桂坂地区計画）

目	P. 1	計議第 3 5 9 号議案	理由説明書
次	P. 2	計議第 3 5 9 号議案	新旧対照表

理由説明書

西京桂坂地区計画の区域は、西京区の西山丘陵に位置する大規模な住宅開発が行われてきた区域で、周辺の自然環境と調和のとれた計画的で良好な居住環境の形成・誘導を図ることを目的として、昭和61年に開発区域全域を地区計画の区域として定め、具体的な規制の内容を定める地区整備計画については、住宅地の整備や建築協定の更新に伴い、順次追加決定を行ってきたところである。

本都市計画は、桂坂かえで地区において、平成30年6月の住宅宿泊事業法の施行を踏まえ、建築物等の用途制限について新たに対象用途を追加することにより、用途の混在を防止し、引き続き、良好な居住環境の形成・誘導を図るものである。

(新) 京都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)

地区計画の変更(京都市決定)

都市計画西京桂坂地区計画を次のように変更する。 ※ _____ で示す箇所が変更箇所

名 称		西京桂坂地区計画
位 置		京都市西京区御陵大枝山町一丁目、御陵大枝山町二丁目、御陵大枝山町三丁目、御陵大枝山町四丁目、御陵大枝山町五丁目、御陵大枝山町六丁目、御陵峰ヶ堂町三丁目、大枝北沓掛町二丁目及び大枝北沓掛町六丁目の各全部 京都市西京区御陵峰ヶ堂、御陵峰ヶ堂町一丁目、御陵峰ヶ堂町二丁目、大枝北沓掛町一丁目、大枝北沓掛町三丁目、大枝北沓掛町四丁目、大枝北沓掛町五丁目、大枝北沓掛町七丁目及び大枝中山町の各一部
面 積		約 142.9ヘクタール (桂坂地区 約 114.0ヘクタール、西桂坂地区 約 20.3ヘクタール、東桂坂地区 約 8.6ヘクタール)
地区計画の目標		当地区は、西京区の西山丘陵に位置し、現在、広域機能をあわせもつ良好な住宅地として、住宅団地の開発が進められている。周辺の自然環境と調和のとれた計画的で良好な居住環境の形成・誘導を図る。
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	低層の住宅地を主体とした土地利用を図るとともに、地区内外の利便に供し、かつ、環境の魅力を高める公共公益施設等を配置する。
	地区施設の整備方針	地区内には、幹線道路、補助幹線道路及び近隣公園を整備し、区画道路、児童公園については、コミュニティの形成を考慮して適正な配置を行い、整備を図る。
	建築物等の整備方針	桂坂地区 1 住宅地区 低層住宅地として良好な居住環境を形成・誘導するため、用途の混在を防止し、適正な区画規模のもとに壁面後退等により空地を確保して緑化を図る。 2 コミュニティ道路地区 コミュニティ道路の整備を踏まえ、住宅地区の居住環境と調和を図りつつ、生活利便施設の誘導を図る。 3 センター地区 住宅地区の居住環境と調和を図りつつ、憩いと潤いの場を備えた商業・業務等の施設により魅力ある街区の形成を誘導する。 4 学術研究地区 住宅地区と調和し、環境魅力を高める学術・研究施設の整備を図る。
		西桂坂地区 1 住宅地区 低層住宅地として良好な居住環境の形成・誘導を図る。 2 サブセンター及び福祉地区 住宅地区の居住環境と調和を図りつつ、商業及び福祉等の施設の機能が維持できるよう街区の形成を誘導する。
		東桂坂地区 低層住宅地として良好な居住環境の形成・誘導を図る。

(旧) 京都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)

地区計画の変更(京都市決定)

都市計画西京桂坂地区計画を次のように変更する。 ※ _____ で示す箇所が変更箇所

名 称		西京桂坂地区計画
位 置		京都市西京区御陵大枝山町一丁目、御陵大枝山町二丁目、御陵大枝山町三丁目、御陵大枝山町四丁目、御陵大枝山町五丁目、御陵大枝山町六丁目、御陵峰ヶ堂町三丁目、大枝北沓掛町二丁目及び大枝北沓掛町六丁目の各全部 京都市西京区御陵峰ヶ堂、御陵峰ヶ堂町一丁目、御陵峰ヶ堂町二丁目、大枝北沓掛町一丁目、大枝北沓掛町三丁目、大枝北沓掛町四丁目、大枝北沓掛町五丁目、大枝北沓掛町七丁目及び大枝中山町の各一部
面 積		約 142.9ヘクタール (桂坂地区 約 114.0ヘクタール、西桂坂地区 約 20.3ヘクタール、東桂坂地区 約 8.6ヘクタール)
地区計画の目標		当地区は、西京区の西山丘陵に位置し、現在、広域機能をあわせもつ良好な住宅地として、住宅団地の開発が進められている。周辺の自然環境と調和のとれた計画的で良好な居住環境の形成・誘導を図る。
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	低層の住宅地を主体とした土地利用を図るとともに、地区内外の利便に供し、かつ、環境の魅力を高める公共公益施設等を配置する。
	地区施設の整備方針	地区内には、幹線道路、補助幹線道路及び近隣公園を整備し、区画道路、児童公園については、コミュニティの形成を考慮して適正な配置を行い、整備を図る。
	建築物等の整備方針	桂坂地区 1 住宅地区 低層住宅地として良好な居住環境を形成・誘導するため、用途の混在を防止し、適正な区画規模のもとに壁面後退等により空地を確保して緑化を図る。 2 コミュニティ道路地区 コミュニティ道路の整備を踏まえ、住宅地区の居住環境と調和を図りつつ、生活利便施設の誘導を図る。 3 センター地区 住宅地区の居住環境と調和を図りつつ、憩いと潤いの場を備えた商業・業務等の施設により魅力ある街区の形成を誘導する。 4 学術研究地区 住宅地区と調和し、環境魅力を高める学術・研究施設の整備を図る。
		西桂坂地区 1 住宅地区 低層住宅地として良好な居住環境の形成・誘導を図る。 2 サブセンター及び福祉地区 住宅地区の居住環境と調和を図りつつ、商業及び福祉等の施設の機能が維持できるよう街区の形成を誘導する。
		東桂坂地区 低層住宅地として良好な居住環境の形成・誘導を図る。

桂坂地区

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	区分の名称	桂坂かえで地区
			区分の面積	約 14.5ヘクタール
		建築物等の用途の制限		
		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 <u>1 一戸建専用住宅(住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業の用に供するものを除く。)</u> <u>2 診療所(住宅(住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業の用に供するものを除く。)を兼ねるものを含む。)</u> 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)		
		建築物の敷地面積の最低限度		
		160平方メートル		
		地区の区分	区分の名称	桂坂さつき東地区
			区分の面積	約 2.7ヘクタール
		建築物等の用途の制限		
		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 集会所 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)		
		建築物の敷地面積の最低限度		
		330平方メートル		
		地区の区分	区分の名称	桂坂さつき西地区
			区分の面積	約 4.8ヘクタール
		建築物等の用途の制限		
		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)		
		建築物の敷地面積の最低限度		
		160平方メートル		

桂坂地区

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	区分の名称	桂坂かえで地区
			区分の面積	約 14.5ヘクタール
		建築物等の用途の制限		
		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 <u>1 一戸建専用住宅</u> <u>2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。)</u> 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)		
		建築物の敷地面積の最低限度		
		160平方メートル		
		地区の区分	区分の名称	桂坂さつき東地区
			区分の面積	約 2.7ヘクタール
		建築物等の用途の制限		
		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 集会所 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)		
		建築物の敷地面積の最低限度		
		330平方メートル		
		地区の区分	区分の名称	桂坂さつき西地区
			区分の面積	約 4.8ヘクタール
		建築物等の用途の制限		
		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)		
		建築物の敷地面積の最低限度		
		160平方メートル		

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	区分の名称	桂坂にれのき北地区
			区分の面積	約 7.3ヘクタール
		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅(住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業の用に供するものを除く。) 2 診療所(住宅(住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業の用に供するものを除く。)を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 集会所 5 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
		建築物の敷地面積の最低限度		160平方メートル
		地区の区分	区分の名称	桂坂くすのき東地区
			区分の面積	約 6.9ヘクタール
		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 集会所 5 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
		建築物の敷地面積の最低限度		160平方メートル
		地区の区分	区分の名称	桂坂くすのき中地区
			区分の面積	約 2.0ヘクタール
		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
		建築物の敷地面積の最低限度		160平方メートル

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	区分の名称	桂坂にれのき北地区
			区分の面積	約 7.3ヘクタール
		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅(住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業の用に供するものを除く。) 2 診療所(住宅(住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業の用に供するものを除く。)を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 集会所 5 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
		建築物の敷地面積の最低限度		160平方メートル
		地区の区分	区分の名称	桂坂くすのき東地区
			区分の面積	約 6.9ヘクタール
		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 集会所 5 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
		建築物の敷地面積の最低限度		160平方メートル
		地区の区分	区分の名称	桂坂くすのき中地区
			区分の面積	約 2.0ヘクタール
		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
		建築物の敷地面積の最低限度		160平方メートル

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	区分の名称	桂坂つばき東地区
			区分の面積	約 1.7ヘクタール
		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
		建築物の敷地面積の最低限度		140平方メートル
		地区の区分	区分の名称	桂坂ひいらぎ中地区
			区分の面積	約 0.7ヘクタール
		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
		建築物の敷地面積の最低限度		140平方メートル
		地区の区分	区分の名称	桂坂つばき西地区
			区分の面積	約 7.2ヘクタール
		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
		建築物の敷地面積の最低限度		160平方メートル

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	区分の名称	桂坂つばき東地区
			区分の面積	約 1.7ヘクタール
		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
		建築物の敷地面積の最低限度		140平方メートル
		地区の区分	区分の名称	桂坂ひいらぎ中地区
			区分の面積	約 0.7ヘクタール
		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
		建築物の敷地面積の最低限度		140平方メートル
		地区の区分	区分の名称	桂坂つばき西地区
			区分の面積	約 7.2ヘクタール
		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
		建築物の敷地面積の最低限度		160平方メートル

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	区分の名称	桂坂あすなろ地区
		地区の区分	区分の面積	約 5.4ヘクタール
		建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 集会所 5 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)	
		建築物の敷地面積の最低限度	160平方メートル	
		地区の区分	区分の名称	桂坂くすのき西地区
		地区の区分	区分の面積	約 0.4ヘクタール
		建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 集会所 5 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)	
		建築物の敷地面積の最低限度	140平方メートル	
		地区の区分	区分の名称	桂坂季美が丘地区
		地区の区分	区分の面積	約 2.4ヘクタール
		建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 集会所 5 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)	
		建築物の敷地面積の最低限度	140平方メートル	

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	区分の名称	桂坂あすなろ地区
		地区の区分	区分の面積	約 5.4ヘクタール
		建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 集会所 5 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)	
		建築物の敷地面積の最低限度	160平方メートル	
		地区の区分	区分の名称	桂坂くすのき西地区
		地区の区分	区分の面積	約 0.4ヘクタール
		建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 集会所 5 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)	
		建築物の敷地面積の最低限度	140平方メートル	
		地区の区分	区分の名称	桂坂季美が丘地区
		地区の区分	区分の面積	約 2.4ヘクタール
		建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 集会所 5 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)	
		建築物の敷地面積の最低限度	140平方メートル	

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	区分の名称	桂坂もくれん東地区
		地区の区分	区分の面積	約 3.4ヘクタール
		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 集会所 5 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
		建築物の敷地面積の最低限度		160平方メートル
		地区の区分	区分の名称	桂坂もくれん西地区
		地区の区分	区分の面積	約 2.7ヘクタール
		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 集会所 5 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
		建築物の敷地面積の最低限度		170平方メートル
		地区の区分	区分の名称	桂坂くすのき北地区
		地区の区分	区分の面積	約 0.5ヘクタール
		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
		建築物の敷地面積の最低限度		330平方メートル

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	区分の名称	桂坂もくれん東地区
		地区の区分	区分の面積	約 3.4ヘクタール
		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 集会所 5 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
		建築物の敷地面積の最低限度		160平方メートル
		地区の区分	区分の名称	桂坂もくれん西地区
		地区の区分	区分の面積	約 2.7ヘクタール
		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 集会所 5 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
		建築物の敷地面積の最低限度		170平方メートル
		地区の区分	区分の名称	桂坂くすのき北地区
		地区の区分	区分の面積	約 0.5ヘクタール
		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
		建築物の敷地面積の最低限度		330平方メートル

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	区分の名称	桂坂ひいらぎ南地区
		地区の区分	区分の面積	約 3.6ヘクタール
		建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 保育所 5 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)	
		建築物の敷地面積の最低限度	160平方メートル	
		地区の区分	区分の名称	桂坂ひいらぎ北地区
		地区の区分	区分の面積	約 3.8ヘクタール
		建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)	
		建築物の敷地面積の最低限度	160平方メートル	
		地区の区分	区分の名称	桂坂にれのき南地区
		地区の区分	区分の面積	約 2.8ヘクタール
		建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅(住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業の用に供するものを除く。) 2 診療所(住宅(住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業の用に供するものを除く。)を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 集会所 5 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)	
		建築物の敷地面積の最低限度	160平方メートル	

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	区分の名称	桂坂ひいらぎ南地区
		地区の区分	区分の面積	約 3.6ヘクタール
		建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 保育所 5 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)	
		建築物の敷地面積の最低限度	160平方メートル	
		地区の区分	区分の名称	桂坂ひいらぎ北地区
		地区の区分	区分の面積	約 3.8ヘクタール
		建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)	
		建築物の敷地面積の最低限度	160平方メートル	
		地区の区分	区分の名称	桂坂にれのき南地区
		地区の区分	区分の面積	約 2.8ヘクタール
		建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅(住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業の用に供するものを除く。) 2 診療所(住宅(住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業の用に供するものを除く。)を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 集会所 5 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)	
		建築物の敷地面積の最低限度	160平方メートル	

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	区分の名称	桂坂第24地区
			区分の面積	約 3.8ヘクタール
		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 集会所 5 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
		壁面の位置の制限		建築物の外壁の面から、敷地の境界線までの距離の最低限度は、道路の境界線あつては1.5メートル、隣地の境界線にあつては1.2メートルとする。 ただし、敷地境界線までの距離の限度に満たない距離にある1若しくは2以上の建築物又はその部分で、次のいずれかに該当するものについては、この限りではない。 ア 地階で地盤面上1メートル以下のもの イ 自動車庫の用途に供し、地盤面からの高さが3メートル以下で、かつ、外壁を有しないもの ウ 物置の用途に供し、地盤面からの高さが3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの
		建築物の敷地面積の最低限度		150平方メートル
		地区の区分	区分の名称	桂坂けやき東地区
			区分の面積	約 1.9ヘクタール
		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 3 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
		建築物の敷地面積の最低限度		420平方メートル

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	区分の名称	桂坂第24地区
			区分の面積	約 3.8ヘクタール
		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 集会所 5 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
		壁面の位置の制限		建築物の外壁の面から、敷地の境界線までの距離の最低限度は、道路の境界線あつては1.5メートル、隣地の境界線にあつては1.2メートルとする。 ただし、敷地境界線までの距離の限度に満たない距離にある1若しくは2以上の建築物又はその部分で、次のいずれかに該当するものについては、この限りではない。 ア 地階で地盤面上1メートル以下のもの イ 自動車庫の用途に供し、地盤面からの高さが3メートル以下で、かつ、外壁を有しないもの ウ 物置の用途に供し、地盤面からの高さが3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの
		建築物の敷地面積の最低限度		150平方メートル
		地区の区分	区分の名称	桂坂けやき東地区
			区分の面積	約 1.9ヘクタール
		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 3 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
		建築物の敷地面積の最低限度		420平方メートル

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	区分の名称	桂坂けやき中地区
			区分の面積	約 2.0ヘクタール
		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 3 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
		建築物の敷地面積の最低限度		330平方メートル
		地区の区分	区分の名称	桂坂けやき西地区
			区分の面積	約 4.2ヘクタール
		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 集会所 5 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
		建築物の敷地面積の最低限度		180平方メートル
		地区の区分	区分の名称	桂坂さつき北第1地区
			区分の面積	約 0.4ヘクタール
		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
		建築物の敷地面積の最低限度		230平方メートル

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	区分の名称	桂坂けやき中地区
			区分の面積	約 2.0ヘクタール
		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 3 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
		建築物の敷地面積の最低限度		330平方メートル
		地区の区分	区分の名称	桂坂けやき西地区
			区分の面積	約 4.2ヘクタール
		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 集会所 5 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
		建築物の敷地面積の最低限度		180平方メートル
		地区の区分	区分の名称	桂坂さつき北第1地区
			区分の面積	約 0.4ヘクタール
		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 4 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
		建築物の敷地面積の最低限度		230平方メートル

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	区分の名称	桂坂さつき北第2地区
			区分の面積	約 0.6ヘクタール
		建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 3 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)	
		建築物の敷地面積の最低限度	135平方メートル	

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	区分の名称	桂坂さつき北第2地区
		区分の面積	約 0.6ヘクタール	
		建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 3 前各号に掲げる建築物に附属する建築物（建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。）	
		建築物の敷地面積の最低限度	135平方メートル	

地区 区分	区分の名称	桂坂センター地区				
		A 地区	B 地区	C 地区	D 地区	E 地区
	区分の面積	約 1.9 ヘクタール	約 1.3 ヘクタール	約 0.7 ヘクタール	約 0.1 ヘクタール	約 0.3 ヘクタール
建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 工場(建築基準法施行令第130条の6に定めるものを除く。) 2 畜舎 3 自動車教習所 4 倉庫業を営む倉庫				
壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、市道大枝緯101号線及び市道御陵経7号線までの距離の最低限度は5メートルとする。	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、市道大枝緯101号線及び市道御陵経7号線までの距離の最低限度は2メートルとする。 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、市道御陵経8号線、市道御陵経9号線及び市道御陵自歩12号線までの距離の最低限度は1メートルとする。	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、市道御陵経7号線及び北側の前面道路までの距離の最低限度は1メートルとする。	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、市道御陵経7号線までの距離の最低限度は1メートルとする。	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、市道大枝緯101号線、市道御陵経7号線及び市道御陵緯22号線までの距離の最低限度は2メートルとする。
建築物の敷地面積の最低限度		6,000 平方メートル	150 平方メートル	150 平方メートル	150 平方メートル	150 平方メートル
建築物等の高さの最高限度		15メートル	15メートル	12メートル	12メートル	15メートル

地区 区分	区分の名称	桂坂センター地区				
		A 地区	B 地区	C 地区	D 地区	E 地区
	区分の面積	約 1.9 ヘクタール	約 1.3 ヘクタール	約 0.7 ヘクタール	約 0.1 ヘクタール	約 0.3 ヘクタール
建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 工場(建築基準法施行令第130条の6に定めるものを除く。) 2 畜舎 3 自動車教習所 4 倉庫業を営む倉庫				
壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、市道大枝緯101号線及び市道御陵経7号線までの距離の最低限度は5メートルとする。	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、市道大枝緯101号線及び市道御陵経7号線までの距離の最低限度は2メートルとする。 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、市道御陵経8号線、市道御陵経9号線及び市道御陵自歩12号線までの距離の最低限度は1メートルとする。	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、市道御陵経7号線及び北側の前面道路までの距離の最低限度は1メートルとする。	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、市道御陵経7号線までの距離の最低限度は1メートルとする。	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、市道大枝緯101号線、市道御陵経7号線及び市道御陵緯22号線までの距離の最低限度は2メートルとする。
建築物の敷地面積の最低限度		6,000 平方メートル	150 平方メートル	150 平方メートル	150 平方メートル	150 平方メートル
建築物等の高さの最高限度		15メートル	15メートル	12メートル	12メートル	15メートル

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	区分の名称	桂坂ひいらぎ石畳通地区
			区分の面積	約 1. 6ヘクタール
		建築物等の用途の制限		建築基準法別表第2(ろ)項第2号に掲げる建築物(住宅の用途を兼ねるものを除く。)は建築してはならない。
		壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、市道御陵緯7号線までの距離の最低限度は1メートルとする。
		建築物の敷地面積の最低限度		150平方メートル
		地区の区分	区分の名称	桂坂つばき石畳通A地区
			区分の面積	約 1. 4ヘクタール
		建築物等の用途の制限		建築基準法別表第2(ろ)項第2号に掲げる建築物(住宅の用途を兼ねるものを除く。)は建築してはならない。
		壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、市道御陵緯7号線までの距離の最低限度は1メートルとする。
		建築物の敷地面積の最低限度		150平方メートル
		地区の区分	区分の名称	桂坂つばき石畳通B地区
			区分の面積	約 0. 2ヘクタール
		壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、市道御陵自歩14号線までの距離の最低限度は1メートルとする。
		建築物の敷地面積の最低限度		150平方メートル
		地区の区分	区分の名称	桂坂学術研究地区
			区分の面積	約 3. 2ヘクタール
		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 大学 2 共同住宅、寄宿舎 3 前各号に掲げる建築物に附属する建築物
		建築物の容積率の最高限度		10分の8
		建築物の建ぺい率の最高限度		10分の5
		壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界までの距離は2メートル以上でなければならない。ただし、守衛所、自転車置場その他これらに類するもので階数が1のものはこの限りではない。
		備 考		桂坂季美が丘地区において、建築基準法第86条第1項若しくは第2項又は第86条の2第1項の規定による認定を受けたものについては、建築物の敷地面積は、建築物の専有部分の敷地面積に車庫等の専用部分の敷地面積及び通路等の共用部分の面積に当該建築物の所有者に係る当該共用部分の持分を乗じて得たものを加えた面積とする。

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	区分の名称	桂坂ひいらぎ石畳通地区	
			区分の面積	約 1. 6ヘクタール	
		建築物等の用途の制限	建築基準法別表第2(ろ)項第2号に掲げる建築物(住宅の用途を兼ねるものを除く。)は建築してはならない。		
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、市道御陵緯7号線までの距離の最低限度は1メートルとする。		
		建築物の敷地面積の最低限度	150平方メートル		
		地区の区分	区分の名称	桂坂つばき石畳通A地区	
			区分の面積	約 1. 4ヘクタール	
		建築物等の用途の制限	建築基準法別表第2(ろ)項第2号に掲げる建築物(住宅の用途を兼ねるものを除く。)は建築してはならない。		
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、市道御陵緯7号線までの距離の最低限度は1メートルとする。		
		建築物の敷地面積の最低限度	150平方メートル		
		地区の区分	区分の名称	桂坂つばき石畳通B地区	
			区分の面積	約 0. 2ヘクタール	
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、市道御陵自歩14号線までの距離の最低限度は1メートルとする。		
		建築物の敷地面積の最低限度	150平方メートル		
		地区の区分	区分の名称	桂坂学術研究地区	
			区分の面積	約 3. 2ヘクタール	
		建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 大学 2 共同住宅、寄宿舎 3 前各号に掲げる建築物に附属する建築物		
		建築物の容積率の最高限度	10分の8		
		建築物の建ぺい率の最高限度	10分の5		
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界までの距離は2メートル以上でなければならない。ただし、守衛所、自転車置場その他これらに類するもので階数が1のものはこの限りではない。		
		備考	桂坂季美が丘地区において、建築基準法第86条第1項若しくは第2項又は第86条の2第1項の規定による認定を受けたものについては、建築物の敷地面積は、建築物の専有部分の敷地面積に車庫等の専用部分の敷地面積及び通路等の共用部分の面積に当該建築物の所有者に係る当該共用部分の持分を乗じて得たものを加えた面積とする。		

西桂坂地区

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	区分の名称	桂坂しらかば地区
		地区の区分	区分の面積	約 5.4ヘクタール
		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅、二戸建専用住宅 2 建築基準法施行令第130条の3の各号に定める兼用住宅 3 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 4 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 5 集会所 6 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
		建築物の敷地面積の最低限度		110平方メートル(ただし、二戸建専用住宅については一戸当たり110平方メートル)
		地区の区分	区分の名称	桂坂あかしあ地区
		地区の区分	区分の面積	約 3.9ヘクタール
		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅、二戸建専用住宅 2 建築基準法施行令第130条の3の各号に定める兼用住宅 3 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 4 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 5 集会所 6 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
		壁面の位置の制限		建築物の外壁の面から敷地境界線までの距離の最低限度は、道路境界線にあつては1.2メートル、隣地境界線にあつては0.8メートルとする。ただし、敷地境界線までの距離の最低限度に満たない距離にある1若しくは2以上の建築物又はその部分が、物置の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である場合は、この限りでない。
		建築物の敷地面積の最低限度		110平方メートル(ただし、二戸建専用住宅については一戸当たり110平方メートル)
		備考		

西桂坂地区

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	区分の名称	桂坂しらかば地区
		地区の区分	区分の面積	約 5.4ヘクタール
		建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅，二戸建専用住宅 2 建築基準法施行令第130条の3の各号に定める兼用住宅 3 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 4 巡査派出所，公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 5 集会所 6 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)	
		建築物の敷地面積の最低限度	110平方メートル(ただし，二戸建専用住宅については一戸当たり110平方メートル)	
		地区の区分	区分の名称	桂坂あかしあ地区
		地区の区分	区分の面積	約 3.9ヘクタール
		建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅，二戸建専用住宅 2 建築基準法施行令第130条の3の各号に定める兼用住宅 3 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 4 巡査派出所，公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 5 集会所 6 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)	
		壁面の位置の制限	建築物の外壁の面から敷地境界線までの距離の最低限度は，道路境界線にあつては1.2メートル，隣地境界線にあつては0.8メートルとする。ただし，敷地境界線までの距離の最低限度に満たない距離にある1若しくは2以上の建築物又はその部分が，物置の用途に供し，軒の高さが2.3メートル以下で，かつ，床面積の合計が5平方メートル以内である場合は，この限りでない。	
		建築物の敷地面積の最低限度	110平方メートル(ただし，二戸建専用住宅については一戸当たり110平方メートル)	
		備考		

東桂坂地区

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	区分の名称	桂坂もみのき地区
		地区の区分	区分の面積	約 7.7ヘクタール
		建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 建築基準法施行令第130条の3の各号に定める兼用住宅 3 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 4 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 5 集会所 6 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)	
		建築物の敷地面積の最低限度	110平方メートル	
		備考		

「区域、地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、**桂坂かえで地区**において、平成30年6月の住宅宿泊事業法の施行を踏まえ、建築物等の用途制限について新たに対象用途を追加することにより、用途の混在を防止し、引き続き、良好な居住環境の形成・誘導を図るものである。

東桂坂地区

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	区分の名称	桂坂もみのき地区
		区分	区分の面積	約 7.7ヘクタール
		建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 建築基準法施行令第130条の3の各号に定める兼用住宅 3 診療所(住宅を兼ねるものを含む。) 4 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 5 集会所 6 前各号に掲げる建築物に附属する建築物(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)	
		建築物の敷地面積の最低限度	110平方メートル	
		備考		

「区域、地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、**桂坂にれのき北地区及び桂坂にれのき南地区**において、平成30年6月の住宅宿泊事業法の施行を踏まえ、建築物等の用途制限について新たに対象用途を追加することにより、用途の混在を防止し、引き続き、良好な居住環境の形成・誘導を図るものである。